事務連絡

平成28年３月７日

本庁各課管理担当班長

各教育事務所総務課長

各教育機関総務課長

県立学校事務長　　　　　様

学事課給与管理班長

標準報酬の改定処理について

　　昇給及び給与改定に伴う随時改定、定時決定及び取得時決定について、以下のとおり標準報酬改定処理が行われますのでご留意下さい。

**１　随時改定について**

　(1) １月昇給による随時改定

　　　対象　　１月昇給等で固定的給与が変動した者

　　　算定月　１～３月

判定　　３ヶ月給与の平均が３月時点等級と２等級以上の差があれば等級変更

　　　改定月　４月（システムにより処理）



　(2) 給与改定による随時改定

　　　対象　　給与改定等で固定的給与が変動した者

　　　算定月　２～４月

判定　　３ヶ月給与の平均が４月時点等級と２等級以上の差があれば等級変更

　　　改定月　５月（システムにより処理）

　　　※　給与改定に伴う差額（４～１月分）は算定に含めない



(3) 人事異動に伴う固定的給与の変動による随時改定

　　　対象　　４月異動で固定的給与に変動があった者

　　　算定月　４～６月

判定　　３ヶ月給与の平均が６月時点等級と２等級以上の差があれば等級変更

　　　改定月　７月 （システムにより処理）



**２　定時決定について**

　　　対象　　対象外の者を除く全員

　　　　　　　対象外

・６～９月に資格取得時決定が適用開始となる者

　　・７～９月に随時改定又は各休業終了時改定が適用開始となる者

　　・３ヶ月(４～６月)とも育休等で支払基礎日数が17日未満の者

　　・３ヶ月(４～６月)とも有給休職(８割休職等)期間がある者

算定月　４～６月

　　　判定　　算定除外月を除く３ヶ月給与の平均から等級を決定

　　　　　　　算定除外月

　　　　　　　　・支払基礎日数が17日未満の月

　　　　　　　　・有給休職のある月

　　　改定月　９月（システムにより処理）



**３　４月取得時決定について**

(1) 対象者

　　・４月採用の正規職員、任期付職員

・４月中に共済組合員資格を取得する者(４月に採用から13ヶ月目を迎える者)

(2) 標準報酬の算定基礎額

　　　４月支給給与（３月の実績手当は含まない）

(3) ４月取得時決定処理

　　 ４月例月処理で等級決定（手当は４月６日(水)10:30締切入力まで反映）



(4) 等級の遡及改定

５月例月以降に資格取得月(４月)に遡及して手当が支給される場合、等級の改定が

必要です。標準報酬等級の遡及改定は【Ｑ66】共済標準報酬情報登録により等級履歴

を修正（別紙１）してください。

なお、月の途中資格取得者について、扶養手当や住居手当など月の初日に資格を取

得したならば受けることができたであろう手当がある場合や、給料や地域手当等が日

割りになっている場合、【Ｑ66】共済標準報酬情報登録により等級履歴を修正（別紙

２）してください。